

議案第 35 号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 5 月 27 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例

三田市都市計画税条例（昭和39年三田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

付則第17項を付則第18項とし、付則第16項を付則第17項とする。

付則第15項中「付則第5項及び第7項」を「付則第6項及び第8項」に、「付則第5項及び第8項」を「付則第6項及び第9項」に、「付則第5項、第6項、第8項及び第9項」を「付則第6項、第7項、第9項及び第10項」に、「付則第8項から第10項まで」を「付則第9項から第11項まで」に、「付則第10項」を「付則第11項」に、「付則第11項から第13項まで」を「付則第12項から第14項まで」に、「付則第12項」を「付則第13項」に改め、同項を付則第16項とする。

付則第14項を付則第15項とし、付則第10項から付則第13項までを1項ずつ繰り下げる。

付則第9項中「付則第5項」を「付則第6項」に改め、同項を付則第10項とする。

付則第8項中「付則第5項」を「付則第6項」に改め、同項を付則第9項とする。

付則第7項中「付則第5項」を「付則第6項」に改め、同項を付則第8項とする。

付則第6項を付則第7項とし、付則第5項を付則第6項とし、付則第4項を付則第5項とし、付則第3項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

4 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三田市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。